6　裁判所書記官は、調書判決を書面をもつて作成したときは当該調書判決に記載した事項を、調書判決を電磁的記録をもつて作成したときは当該調書判決を、それぞれファイルに記録しなければならない。ただし、当該調書判決に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（刑法第二十五条の二第一項の規定による保護観察の判決の通知等）

第二百二十二条の二　裁判所は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の判決の宣告をしたときは、速やかに、保護観察を受けるべき者の保護観察を担当すべき保護観察所の長に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの又は保護観察を受けるべき者の氏名、年齢、住居、罪名、判決の主文、犯罪事実の要旨及び宣告の年月日を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を送付しなければならない。この場合において、裁判所は、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項に関する意見を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を添えなければならない。

一　判決書が書面である場合　判決書の謄本又は抄本

二　判決書が電磁的記録である場合　判決書若しくはこれを印刷した書面又は当該判決書に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該事項と同一であることの証明がされたもの

2　前項前段の書面又は電磁的記録には、同項後段に規定する意見以外の裁判所の意見その他保護観察の資料となるべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を添えることができる。

（帰国等保証金に代わる保証書の記載事項等・法第三百四十二条の六等）

第二百二十二条の四　帰国等保証金に代わる保証書（電磁的記録を含む。）には、帰国等保証金額及びいつでもその帰国等保証金を納める旨を記載し、又は記録しなければならない。

（勾留状の記載要件等・法第三百四十二条の八等）

第二百二十二条の六　［略］

［2　略］

3　第一項に規定する場合において、法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限り、法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により勾留状に代わるものを提供するときにおける第七十条の四の規定（勾留状に代わるものに関する部分に限る。次項において同じ。）の適用については、同条第一項第九号中「法第六十条第一項各号」とあるのは「法第三百十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」と、同条第二項中「裁判長又は裁判官」とあるのは「裁判長」とする。

4　前項に規定する場合において、法第六十条第一項各号に定める事由に該当するときにおける第七十条の四の規定の適用については、同条第一項第九号中「法第六十条第一項各号」とあるのは「法第六十条第一項各号及び第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」と、同条第二項中「裁判長又は裁判官」とあるのは「裁判長」とする。

［5・6　略］

（資料の提出・法第三百四十九条）

第二百二十二条の八　刑の執行猶予の言渡しの取消しの請求をするには、取消しの事由があることを認めるべき資料を提出しなければならない。その請求が刑法第二十六条の二（第二号に係る部分に限る。）又は第二十七条の五（第二号に係る部分に限る。）の規定による猶予の言渡しの取消しを求めるものであるときは、保護観察所の長の申出があつたことを認めるべき資料をも提出しなければならない。

［新設］

（刑法第二十五条の二第一項の規定による保護観察の判決の通知等）

第二百二十二条の二　裁判所は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の判決の宣告をしたときは、速やかに、判決書の謄本若しくは抄本又は保護観察を受けるべき者の氏名、年齢、住居、罪名、判決の主文、犯罪事実の要旨及び宣告の年月日を記載した書面をその者の保護観察を担当すべき保護観察所の長に送付しなければならない。この場合において、裁判所は、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項に関する意見を記載した書面を添付しなければならない。

［新設］

2　前項前段の書面には、同項後段に規定する意見以外の裁判所の意見その他保護観察の資料となるべき事項を記載した書面を添付することができる。

（帰国等保証金に代わる保証書の記載事項・法第三百四十二条の六等）

第二百二十二条の四　帰国等保証金に代わる保証書には、帰国等保証金額及びいつでもその帰国等保証金を納める旨を記載しなければならない。

（勾留状の記載要件等・法第三百四十二条の八等）

第二百二十二条の六　［同上］

［2　同上］

3　第一項に規定する場合において、法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限り、法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により勾留状に代わるものを交付するときにおける第七十条の二の規定（勾留状に代わるものに関する部分に限る。次項において同じ。）の適用については、同条第一項中「裁判長又は裁判官」とあるのは「裁判長」と、「法第六十条第一項各号」とあるのは「法第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。

4　前項に規定する場合において、法第六十条第一項各号に定める事由に該当するときにおける第七十条の二の規定の適用については、同条第一項中「裁判長又は裁判官」とあるのは「裁判長」と、「法第六十条第一項各号」とあるのは「法第六十条第一項各号及び第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。

［5・6　同上］

（資料の差出し・法第三百四十九条）

第二百二十二条の八　刑の執行猶予の言渡しの取消しの請求をするには、取消しの事由があることを認めるべき資料を差し出さなければならない。その請求が刑法第二十六条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定による猶予の言渡しの取消しを求めるものであるときは、保護観察所の長の申出があつたことを認めるべき資料をも差し出さなければならない。